

水道技術管理者設置（変更）報告書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所 注 1)

氏名 注 1)

水道法第 19 条（水道法第 31 条において準用する第 19 条・水道法第 34 条において準用する第 19 条）の規定による水道技術管理者を下記のとおり設置（変更）したので報告する。

記

1 水道事業（水道用水供給事業・専用水道）の名称

2 水道技術者設置（変更）年月日

3 水道技術管理者の氏名
（新）
（旧）

4 水道技術管理者の資格

水道法施行令第 7 条第 1 項第 号該当

水道法施行規則第 14 条第 号該当

水道法第 25 条第 1 項の特例適用

水道法第 34 条第 2 項の特例適用

水道事業者が地方公共団体である場合は、当該地方公共団体の条例で定める資格（ 条例第 条第 項第 号）該当

注 1) 住所氏名において、法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載する。

注 2) 資格に関する法令

水道法施行令第 7 条（水道技術者の資格） 水道法第 25 条第 1 項（簡易水道事業に関する特例）

水道法施行規則第 14 条（水道技術者の資格） 水道法第 34 条（準用）2 項